

特定非営利活動法人 国際ボランティアセンター山形 会員規定

(目的)

第1条 この規定は、この法人の目的に賛同した個人または団体が、その良き支援者として、運営及び諸事業に協力することを明確にするために設ける。

(性格)

第2条 会員は、この法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、この事業の推進者である。

(役割)

第3条 会員は、次にあげる役割につとめる。

- (1) 総会への参加
- (2) 事業活動への参加

(特典)

第4条 会員は、この法人が発行する機関誌等の配布を受けることができる。
2 会員は、この法人が開催する集会等に優先的に参加することができる。

(会員の範囲と義務)

第5条 この法人の会員は、定款第6条に定める種別の会員とし、定款第8条の規定により本規定第6条の会費を納入しなければならない。

2 会員は、この法人の会員としての立場を利用し、宗教、政治及び営利活動を行ってはならない。

(会費)

第6条 定款第8条による会費は、次の通りとする。

- | | | | |
|----------|------|--------------------|---------------|
| (1) 正会員 | 個人会員 | 一般 | 年会費101万円を10以上 |
| | | 学生 | 年会費103千円を10以上 |
| | 団体会員 | 民間非営利組織(NPO) | 年会費101万円を10以上 |
| | | その他の団体(企業・地方公共団体等) | 年会費103万円を10以上 |
| (2) 賛助会員 | 個人会員 | 一般 | 年会費103千円を10以上 |
| | | 学生 | 年会費102千円を10以上 |
| | 団体会員 | 民間非営利組織(NPO) | 年会費105千円を10以上 |
| | | その他の団体(企業・地方公共団体等) | 年会費101万円を10以上 |
- 2 年会費とは毎年4月1日より翌年3月31日までの1ケ年の会費をいう。
3 学生会員とは高校生以上の学生とする。

(会費の納入)

第7条 会員は毎年当年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度の途中で新たに入会した会員は、当年度会費を入会の際に納入するものとする。

(規定)

第8条 この規定は、総会の議決によって変更することができる。

定款抜粋

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し活動する個人及び団体で、総会における議決権を有するもの。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会しその事業を賛助する個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの。

2 この定款に定める以外の会員に関する規定は総会で別に定める。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書に記入し、会費を払い込むことによって会員となれる。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入する。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は次の各号の一つに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 個人においては死亡または失踪宣告を受けたとき
- (3) 法人または団体にあつては解散または破産したとき
- (4) 正当な理由なく、会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じないとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第10条 この法人を退会しようとする者は、退会届けを理事会に提出することにより、任意に退会することができる。ただし再入会は拒まない。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

- (1) 法令、この定款又は会員規定に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第12条 この法人は、すでに納入された会費及びその他の拠出金品は返還しない。

入会申込書

特定非営利活動法人 国際ボランティアセンター山形 御中

私は、会員規定を理解し、了承した上で、特定非営利活動法人国際ボランティアセンター山形への入会を申し込みます。

年 月 日

会員種別（いずれかに○印をつけて下さい）	
●正会員（ 企業 ・ 団体 ） 県に提出する社員名簿への氏名・住所の記載（ 可 ・ 不可 ） * 総会議決権あり。普段から会の活動について興味・関心を持ち、行動し、会の意思決定に参加する。	
●賛助会員（ 企業 ・ 団体 ） * 総会議決権なし。会の活動に興味・関心があり、主に資金面で支援していただく。寄付金控除	
年会費口数	□ 円
(ふりがな) 団体名称	印
住 所 〒	
(ふりがな) 代表者名 ご担当部署	ご担当者様
TEL E-Mail	FAX

* 2部作成し、会員・IVYそれぞれ1部ずつ保管することとする。

* 会費ご入金口座

<郵便振替の場合>

口座番号 02290-2-85967 加入者名 IVY

<銀行口座の場合>

山形銀行 寿町支店 普通口座 366153

名義人 特定非営利活動法人 国際ボランティアセンター山形
代表理事 枝松 直樹